6 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1)分限処分者等(令和元年度) 合計 100人(のべ) 実人数は37人

単位:人

区分	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	99 (119)	0 (0)
職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
地方公務員法第55条の2に定める事由による場合 (職員団体への専従休職)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (1)	100 (120)	0 (0)

⁽注)()内は平成30年度の状況です。

(2)懲戒処分者(令和元年度) 合計 3人 ※訓告等処分者を除く

単位:人

訓告等

区 分	免職	停職	減給	戒告
信用失墜行為	0	1	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)
職務専念義務違反	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の	0	0	0	0
不良等	(0)	(0)	(0)	(0)
一般服務(その他)	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)
収賄	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)
管理監督者責任	О	О	0	О
	(0)	(0)	(0)	(0)
道路交通法違反	0	0	0	0
	(0)	(1)	(0)	(0)
合 計	0	2	0	1
	(0)	(1)	(0)	(0)

⁽注)1 訓告等とは地方公務員法による懲戒処分以外の処分です。

^{2 ()}内は平成30年度の状況です。